



埼玉県報

第 2755 号
平成 27 年(2015 年)
12 月 8 日
火曜日

目次

告示

- 特定非営利活動法人の設立に係る公告（北部地域振興センター）
- 特定非営利活動法人の設立に係る公告（秩父地域振興センター）
- 軽油引取税免税証の無効告示（熊谷県税事務所）
- 振動試験装置に関する落札者等の公示（入札課）
- 朝霞都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの縦覧（みどり自然課）
- 北本都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの縦覧（みどり自然課）
- 身体障害者福祉法第 15 条の医師の指定（障害者福祉推進課）
- 身体障害者福祉法第 15 条の医師の指定の辞退（障害者福祉推進課）
- 大規模小売店舗の変更に係る公示（商業・サービス産業支援課）
- 小中学校県費事務システムヘルプデスク等業務委託に関する落札者等の公示（教職員課）
- 開発行為に関する工事の完了公告（川越建築安全センター）
- 建築基準法第 42 条第 1 項第 4 号に基づく道路の指定（川越建築安全センター）
- 開発行為に関する工事の完了公告（越谷建築安全センター）
- 開発行為に関する工事の完了公告（越谷建築安全センター）
- 開発行為に関する工事の完了公告（越谷建築安全センター）

告 示

埼玉県告示第千三百六十六号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県北部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十七年十二月八日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十七年十二月一日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人星の子
- 三 代表者の氏名
倉田 節子
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県大里郡寄居町大字赤浜千九百十八番地
- 五 定款に記載された目的
この法人は、地域住民全てに対して、地域住民同士が助け合い、子どもの健全な育成、高齢者・障害者・社会的弱者の福祉等に関する事業を行うことにより、地域の福祉の増進に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第千三百六十七号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県秩父地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十七年十二月八日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十七年十一月二十六日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人笑楽工房
- 三 代表者の氏名
平 子 照 雄
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県秩父市浦山二千八十三番地五
- 五 定款に記載された目的
この法人は、ノーマライゼーションの理念を基本として、障害者等の社会自立と自己実現のために就労、訓練できる場所を提供する障害福祉サービス事業を行い、身体的・精神的・社会的に自立した生活が営めるよう支援することを目的とする。

告示

埼玉県告示第千三百六十八号

次の軽油引取税免税証は、亡失したので、亡失の日から無効とする。

平成二十七年十二月八日

埼玉県知事 上田清司

免税証の種類	免税証の記号及び番号	枚数	用途	有効期間
一〇〇〇〇〇〇	09L011323	一	鉱物の掘採事業	平成二十七年八月一日 平成二十八年一月三十一日
免税証に記載された販売業者の所在地及び氏名又は名称 埼玉県さいたま市大宮区桜木町四丁目三百八十四番地 東和アークス株式会社				
免税証を交付した事務所 熊谷県税事務所		亡失年月日 平成二十七年十一月二十一日		

告 示

埼玉県告示第千三百六十九号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十七年十二月八日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 1 購入等件名及び数量
振動試験装置 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県産業技術総合センター 埼玉県川口市上青木3丁目12番地18号
- 3 落札者を決定した日
平成27年9月30日
- 4 落札者の氏名及び住所
コムベックス株式会社 川越営業所 埼玉県比企郡川島町上伊草1960番地の1
- 5 落札金額
15,117,840円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
平成27年7月24日

告 示

埼玉県告示第千三百七十号

朝霞市から朝霞都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり自然課において縦覧に供する。

平成二十七年十二月八日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第千三百七十一号

北本市から北本都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり自然課において縦覧に供する。

平成二十七年十二月八日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第千三百七十二号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定により医師を指定したので、身体障害者福祉法施行細則（平成五年埼玉県規則第三十九号）第一条の規定により告示する。

平成二十七年十二月八日

埼玉県知事 上 田 清 司

医師の氏名	指定障害区分	診療科名	医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
大橋 重信	ぼうこう又は直腸機能障害	外科	医療法人社団全仁会東都春日部病院	春日部市大畑六百五十二―七	平成二十七年七月一日
内村 智生	心臓機能障害	外科	医療法人社団明芳会イムス三芳総合病院	入間郡三芳町藤久保九百七十四―三	平成二十七年九月一日
渋谷 哲男	ぼうこう又は直腸機能障害	外科	医療法人狭山中央病院	狭山市富士見二―十九―三十五	平成二十七年十一月十一日
奥島 健太郎	視覚障害	眼科	医療法人視心会えのき眼科	狭山市南入曾五百六十五―十一	平成二十七年十一月二十六日
木村 至	視覚障害	眼科	埼玉医科大学病院	入間郡毛呂山町毛呂本郷三十八	同
中村 伸男	視覚障害	眼科	中村眼科	川口市西川口一―二十六―十サンビーム西川口一F	同
神成 文裕	肢体不自由	整形外科	埼玉医科大学国際医療センター	日高市山根千三百九十七―一	同

佐久間 俊行	肢体不自由	整形外科	医療法人豊岡整形外科病院	入間市豊岡一―八―三	同
杉田 直樹	肢体不自由	整形外科	埼玉医科大学病院	入間郡毛呂山町毛呂本郷 三十八	同
天野 恵子	心臓機能障害	循環器内科・女性 内科	一般財団法人野中東暗会静 風荘病院	新座市堀ノ内一―九―二十 八	同
堤 浩二	心臓機能障害	心臓血管外科	防衛医科大学校病院	所沢市並木三―二	同
岡本 日出数	じん臓機能障害	腎臓内科、人工透 析内科	医療法人健仁会益子病院附 属透析クリニック	川口市幸町三―十―三	同
奥村 太輔	じん臓機能障 害、ぼうこう又 は直腸機能障害	泌尿器科	医療法人社団愛友会三郷中 央総合病院	三郷市中央四―五―一	同
奈倉 勇爾	じん臓機能障害	内科	医療法人社団悠友会志木駅 前クリニック	志木市本町五―二十一― 六十三	同

越智 淳一	呼吸器機能障害	呼吸器内科	医療法人秀和会秀和総合病院	春日部市谷原新田千二百	同
谷田 孝	ぼうこう又は直腸機能障害	外科	医療法人社団協友会メデイカルトピア草加病院	草加市谷塚一―十一―十八	同
藤田 竜一	ぼうこう又は直腸機能障害	外科	医療法人社団武蔵野会朝霞台中央総合病院	朝霞市西弁財一―八―十	同
和田 治	ぼうこう又は直腸機能障害	外科	北里大学メデイカルセンター	北本市荒井六―百	同
森田 大作	小腸機能障害	消化器・一般外科	医療法人社団哺育会白岡中央総合病院	白岡市小久喜九百三十八―十二	同

告 示

埼玉県告示第千三百七十三号

身体障害者福祉法施行令（昭和二十五年政令第七十八号）第三条第二項の規定により指定の辞退があつたので、身体障害者福祉法施行細則（平成五年埼玉県規則第三十九号）第一条の規定により告示する。

平成二十七年十二月八日

埼玉県知事 上 田 清 司

医師の氏名	指定障害区分	医療機関の名称	医療機関の所在地	辞退年月日
富田 年郎	肢体不自由	富田脳外科クリニック	羽生市南三―三―十一	平成二十三年十月十七日
一之瀬 信子	聴覚障害、平衡機能障害、音声・言語機能障害、そしやく機能	仲町診療所	深谷市上野台三千百四―一	平成二十六年十一月二十八日
小山 昌三	呼吸器機能障害	医療法人新青会川口工業総合病院	川口市青木一―十八―十五	平成二十七年二月一日
當銀 正幸	心臓機能障害	医療法人財団明理会イムス富士見総合病院	富士見市大字鶴馬千九百六十七―一	平成二十七年四月一日
島 克司	肢体不自由	医療法人社団医鳳会並木病院	所沢市東狭山ヶ丘五―二千七百五十三	平成二十七年六月一日
町田 隆一	肢体不自由	医療法人社団東光会戸田中央リハビリテーション病院	戸田市本町一―十四―一	同
今井 大介	視覚障害	埼玉医科大学病院	入間郡毛呂山町毛呂本郷三十八	平成二十七年九月三十日

加藤 宏一
肢体不自由
社会福祉法人恩賜財団済生会支
部埼玉県済生会栗橋病院
久喜市小右衛門七百十四―六
平成二十七年九月三十日

立川 富也
肢体不自由
医療法人上尾整形外科
上尾市大字川二百八十九―四
平成二十七年十月三十一日

松村 治
じん臓機能障害
医療法人蒼龍会武蔵嵐山病院
比企郡嵐山町太郎九百三十五
平成二十七年十一月一日

大久保 清一郎
ぼうこう又は直腸機
能障害、小腸機能障
害
医療法人啓仁会所沢ロイヤル病
院
所沢市北野三―一―十一
平成二十七年十一月十八日

島田 佳明
視覚障害
埼玉医科大学病院
入間郡毛呂山町毛呂本郷三十
八
平成二十七年十一月十九日

大木 隆太郎
視覚障害
埼玉医科大学病院
入間郡毛呂山町毛呂本郷三十
八
平成二十七年十一月二十五日

服部 和男
肢体不自由
医療法人社団博悠会朝霞整形外
科・外科
朝霞市幸町二―七―四十一
同

安達 直人
肢体不自由
医療法人社団哺育会白岡中央総
合病院
白岡市小久喜九百三十八―十
二
平成二十七年十一月二十七日

告 示

埼玉県告示第千三百七十四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十七年十二月八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ヤオヒロ上尾東店

埼玉県上尾市大字上尾村字向原千三百番地一

ロ 変更の概要

大規模小売店舗の名称及び所在地

（変更前） カワチ薬品上尾東店

埼玉県上尾市大字上尾村字向原千三百番地一

（変更後） ヤオヒロ上尾東店

埼玉県上尾市大字上尾村字向原千三百番地一

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前） 株式会社カワチ薬品 代表取締役 河内伸二

栃木県小山市大字卒島千二百九十三番地

（変更後） 株式会社ヤオヒロ 代表取締役 今井博幸

埼玉県上尾市弁財一丁目五番三十号

ハ 変更年月日

平成二十七年十一月五日

ニ 届出年月日

平成二十七年十一月二十五日

二 縦覧期間

平成二十七年十二月八日から平成二十八年四月八日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県県央地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺

の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十七年十二月八日から平成二十八年四月八日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第千三百七十五号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十七年十二月八日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 購入等件名及び数量

小中学校県費事務システムヘルプデスク等業務委託 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県教育局教育総務部教職員課給与支給・システム管理担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目 15 番 1 号

3 落札者を決定した日

平成27年10月 8 日

4 落札者の氏名及び住所

株式会社日立システムズ 東京都品川区大崎 1 丁目 2 番 1 号

5 落札金額

10,834,560円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

平成27年 8 月 28 日

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第百三十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十七年十二月八日

埼玉県川越建築安全センター所長 大槻 淳 一

一 許可番号

平成二十七年五月二十二日

指令川建セ第二七〇〇一〇〇号

二 検査済証番号

平成二十七年十二月二日

川建セ第二七〇〇七〇号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡嵐山町大字平澤字金井二百五十四番七十六

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県比企郡嵐山町大字千手堂五百三十四番地一

朝比奈元

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第百三十九号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第四号の規定により、道路の指定を次のとおり行った。

平成二十七年十二月八日

埼玉県川越建築安全センター所長 大槻 淳 一

指定番号	第一〇六号
指定に係る道路の種類	建築基準法 第四十二条 第一項第四号
指定の年月日	平成二十七年 十二月二日
指定に係る道路の位置	埼玉県坂戸市関間四丁目九十三―三から埼玉 県坂戸市関間四丁目九十三―三まで
指定に係る道路の延長 (単位メートル)	四十・〇〇
指定に係る道路の幅員 (単位メートル)	十六・〇〇

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千四十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十七年十二月八日

埼玉県越谷建築安全センター所長 内藤知行

一 許可番号

平成二十七年十一月二十七日

指令越建セ第二七〇〇〇三一号

二 検査済証番号

平成二十七年十二月三日

越建セ第三六一―一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県南埼玉郡宮代町字金原百五十六番三、百五十六番四

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県南埼玉郡宮代町字金原四十五番地六 タケコーポロー一〇一号

井藤 貴之、井藤 華子

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千四十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十七年十二月八日

埼玉県越谷建築安全センター所長 内 藤 知行

一 許可番号

平成二十七年八月二十一日

指令越建セ第二七〇〇一五〇号

二 検査済証番号

平成二十七年十二月三日

越建セ第三六二一一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県南埼玉郡宮代町字姫宮二百七十九番、二百八十六番、二百八十七番一、

二百八十八番一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都練馬区石神井町二丁目二十六番十一号

一建設株式会社 代表取締役 堀口 忠美

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千四十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十七年十二月八日

埼玉県越谷建築安全センター所長 内 藤 知行

一 許可番号

平成二十七年十一月二十四日

指令越建セ第二二〇〇三七二号

二 検査済証番号

平成二十七年十二月三日

越建セ第三六三一一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県南埼玉郡宮代町字西原三百番一、三百一番三、三百二番二

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県北葛飾郡杉戸町杉戸一丁目七番十四号 セレーノS二〇二

神田 邦明